

Holiday House Haco Megane 宿泊契約書

当貸別荘はお客様に安全にかつ快適にご利用いただくため、および貸別荘の公共性を保持するため宿泊約款と一体となる下記利用規則を定めております。この規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第6条により、宿泊契約を解除することができます。その場合、料金等の返却は致しませんので予めご了承ください。また、宿泊者登録の時点でこの利用規則・宿泊約款に同意し契約したものとみなします。

名称 Holiday House Haco Megane

所在地 兵庫県豊岡市竹野町切濱 1073

運営元 三神工業有限会社

当貸別荘内では下記の持ち込み、または行為は禁止します

1. 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
2. 公序良俗に反する行為
3. チラシ、ビラその他広告物を客室内に貼ったり配る行為
4. 施設内の諸設備及び所持品の移動・加工・持ち出し及び、本来の用途以外の目的での使用
5. 客用以外の場所への立ち入り
6. 当貸別荘が許可する施設以外からの飲食物の出前、出張シェフ等を依頼すること
7. その他当貸別荘内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為
8. *施設の鍵を紛失、故意による故障をした場合は鍵交換に要する費用全額を請求いたします。

利用規則

1. 契約人数を超えての施設の利用・立ち入りは短時間であっても原則禁止いたします。申し出なく契約人数を超えての利用が発覚したとき及び、当貸別荘の営業許可の範囲とする8名を超えての利用の場合は宿泊契約を解除し発覚時点で当初申し出のあったゲストを含む利用者全員即時退去していただきます。尚、その際の宿泊料金の返金は致しません。
2. 風紀、治安を乱すような行為、高声、歌、楽器演奏行為、大声での会話、深夜に及ぶパーティーなどの近隣住民に迷惑を及ぼす行為は固く禁止します。近隣の住人の方と生活時間帯が異なります。地区協定により21:00以降は特にご配慮をお願いします。
3. 約款第6条x項記載されている物品などの持ち込みを禁止いたします。
4. 当貸別荘のポリシーによりペット同伴での宿泊はできません。
5. 未成年者のみのご利用はできません。
6. 隣接地や公共の場所以外の土地の立ち入りはおやめください。
7. 駐車場は普通車と軽自動車混合であれば5台駐車可能です。必ず施設内の駐車場をご利用ください。
8. 近隣の住民に迷惑になるため公道には駐車禁止とします。
9. 夏場の7月20日から8月19日まで前面道路は一方通行となります。お車でお越しの際は実際の交通規制に従って通行してください。
10. ご予約からチェックインまでの間に宿泊予定者全員の事前チェックイン手続きを必要とします。事前チェックインの際には基本情報登録と身分証アップロードが必要となります。
11. 客室は土間以外は土足厳禁となります。施設入口土間にて履物を脱いでください。

12. 室内にご用意しているスリッパは室内用となります。室外には使用禁止とします。
13. 砂浜でついた砂は外部シャワーでよく洗い流してから、よく払って入室してください。
14. ジャグジーバスには砂の付いたまま入浴禁止とします。砂をよく洗い流してから利用して下さい。
15. ジャグジーバスでは必ず水着を着用してご利用ください。
16. 施設内の設備、備品・家具・家電・タオル類等の一切の持ち出し及びお持ち帰りを禁止します。
17. コーヒーメーカー・電子レンジ・トースター・食洗器・洗濯機等の家電製品をご利用の際は、備え付けの取扱説明書をよく読んで適切に利用して下さい。
18. IH コンロの上では火器(カセットコンロ等)の使用は絶対にしないでください。
19. 調理器具及び食器などは使用後、きれいに洗っていただきますよう、ご協力お願いします。
20. 建物や設備、電化製品・家具・物品等を、故意にあるいは誤って壊したり汚したりした場合は必ず申し出てください。
21. ゴミはリサイクルゴミ(缶、ビン、ペットボトル、金属類)と、その他のゴミに別けて棟内のゴミ箱に捨ててください。(ダンボール、発泡スチロール等大きなゴミはお持ち帰りください)
- 22.
23. 当貸別荘は、施設内での喫煙を全面禁止（電子タバコを含む）しております。屋外の所定の場所でのみ喫煙を許可しております。所定の場所で喫煙された吸い殻等は臭い、防火上の観点から、屋内には持ち込みます、設置している灰皿にお捨てください。
24. 浴室及びジャグジーバスは滑りやすくなっています、注意してご入浴ください。
25. 浴室及び洗面台内、ジャグジーバス、外部シャワー等での染毛・漂白剤等の使用は固く禁止します。
26. 浴室ではブラインドを閉めて利用して下さい。
27. 当貸別荘内の備品以外でのお香の使用など、香りが著しく強く残るものとの使用を禁止します。
28. 当貸別荘の施設備品等を破損・汚損などさせた場合は当貸別荘は修繕費等を請求いたします。
29. 当施設では、景観と開放感を損ねないよう、デッキに転落防止柵を設置しておりますが、高所のため中学生以下の子様を同伴される場合は、保護者の責任において注意してご利用下さい。また2階の窓から軒に乗り出しことを禁止します。当施設の利用に伴う転落や転倒、怪我、破損事故など、全ての事故において、当施設では一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。
30. ジャグジーを利用する場合は、ご利用されるお客様自身の責任においてご利用ください。当施設の利用に伴う事故や怪我、盗難や破損事故など、全ての事故において、当施設では一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。また小さなお子様は必ず保護者の方がご利用ください。
31. ジャグジーバス内の飲食・喫煙は禁止とします。また水着・ラッシュガード以外の衣服・オムツを着用しての利用は禁止です。（幼児用の水遊びパンツを使用しての入浴は可）尚、発覚した場合には別途ジャグジーバス清掃費として2万円請求いたします。
32. 自然豊かな立地の為、当施設に虫が侵入、発生することがございます。予めご了承ください。
33. 当施設ではお部屋を中心に、害虫駆除や殺虫剤等で虫の駆除を定期的に行なっておりますが、これらの効果により、死骸がお部屋に残る可能性がありますので、予めご了承ください。尚、これらの事由による苦情・宿泊料金の返金・減額等は致しません。
34. 荒天、強風時には安全のため、大扉の雨戸を閉めてください。
35. 荒天、強風時は安全のため、デッキでのBBQは禁止します。
36. 防災、騒音上の地区協定により敷地内外共に、たき火を禁止します。

37. BBQ やデッキでお食事を楽しまれる際は、次の事項を必ずお守りください：
38. 片づけを含め 21 時までに終了してください。17 時前からの準備をお勧めします。
39. 床面の油汚れを防止する為、お肉等焼いた食材をコンロから運ばれる際はお皿で受けてください。
40. 緊急の際はバケツに水を入れて消火してください。
41. 動物や虫が集まるので、焼き残し、食べ残しの食材は片づけをし、放置は禁止します。
42. チェックアウト時間を過ぎますとスタッフが清掃の為入出致します。
43. 焚火や持ち込み BBQ コンロなど当貸別荘から貸し出しをしている火気以外の持込みや使用を禁止します。
44. 防犯上、インターホンや玄関付近、2 階外観に防犯カメラを設置しております。宿泊を目的としない利用は固く禁止します。
45. 施設内で撮影したものを商用目的で無断利用は禁止します。

その他お守りいただきたい事項

1. 約款をよくお読みください。
2. 退室時、外出時や就寝時には火の元に十分ご注意ください。
3. 外出時、就寝時には戸締り施錠をご確認ください。来訪者があったときは、不用意に開扉せず確認して下さい。不審者と思われる場合は、直ちに管理人または警察へご連絡ください。
4. チェックアウトの際には全ての窓、扉を戸締り施錠してください。
また、外部も含むすべての水道蛇口が閉まっていることを確認してください。

同伴のペットのポリシーについて

当貸別荘はペットの同伴でのご利用を固く禁止します。

お客様の退出後、ペットが入室したと思われる場合（動物の毛や臭いなどが認められた場合など）は、ハウスクリーニング代や寝具・備品の交換費用など、すべての衛生措置の損害費用を請求いたします。また、損害に遭われたお客様への賠償費用など実費を請求いたします。

ご理解いただきますようお願ひいたします。

無償貸出し備品について

当貸別荘では海遊び備品やライフジャケット、釣り竿、ボートや SUP ボード、エアポンプなどのレジャー備品を備えています。宿泊客に限り備品を無償で貸し出しております。

継続して提供できるよう、乱暴な扱いはご遠慮ください。また、次の方が利用しますので海遊びなどでご使用後は、水洗いの上、もとの収納場所に片付けをお願いします。

トライク（3 人乗りバイク）も宿泊客に限り無償で貸し出しております。（要普免、要オプション予約）
使用賃貸契約書に合意のもと、任意保険料のみご負担の上、利用することができます。

尚、レジャー備品やトライクの取扱いは各々自己責任、自己判断において使用してください。けが、事故、盗難などの一切の苦情、返金、賠償責任は当貸別荘は負わないものとします。

また、破損・汚損・故障などさせた場合は当貸別荘は相当額を請求いたします。

レジャー備品・トライクは、予告なく変更・中止を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

宿泊約款

CONTRACT

第 1 条(適用範囲)

当貸別荘が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。当貸別荘が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条 (宿泊契約の申込み)

1. 当貸別荘に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当貸別荘に申し出させていただきます：

- i.宿泊者名
- ii.宿泊日および到着予定時刻
- iii.連絡が可能な電話番号及び連絡が可能な E メールアドレス
- iv.宿泊料金
- v.その他当貸別荘が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 ii 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当貸別荘は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第 3 条 (宿泊契約の成立等)

- 1. 宿泊契約は、当貸別荘が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当貸別荘が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当貸別荘が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3. 第 2 項の宿泊料金を同項の規定により当貸別荘が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当貸別荘がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条 (宿泊契約締結の拒否)

- 1. 当貸別荘は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- i.宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- ii.満室により貸別荘の余裕がないとき。
- iii.宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- iv.宿泊しようとする者が、次の①から③に該当すると認められるとき：
 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する

暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

2. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

3. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

v.宿泊しようとする者が、当貸別荘もしくは当社従業員に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

vi.宿泊しようとする者が、厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。

vii.宿泊に関し暴力的要挙行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

viii.天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

ix.宿泊しようとする者が泥酔等により近隣に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。

x.近隣の住民に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

第5条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当貸別荘に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当貸別荘は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、第16条2項に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3. 当貸別荘は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条（当貸別荘の契約解除権）

1. 当貸別荘は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます：

i.宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序(反社会的行為)若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

ii.宿泊客が次の①から③に該当すると認められるとき：

1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

2. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

3. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

iii.宿泊客が当施設もしくは当社の従業員に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

iv.宿泊客が宿泊契約の締結時に、虚偽の申請をしたとき。

v.宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

vi.宿泊に関し暴力的要挙行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

vii.別荘管理者の許可無く、営業行為(展示会・その他)等、宿泊以外の目的での利用したとき

viii.天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

ix.禁煙が指定されている場所での喫煙、室内・寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、屋外指定場所以外でのたばこ、その他当貸別荘が定める利用規約の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

x.一時的であると否とにかかわらず宿泊契約者以外の者を客室に立ち入らせたとき。

xi.下記物品などの持ち込みが行われたとき：

1. 火薬、爆薬、ガソリン、灯油、薬品、毒性ガス、揮発油等 等の危険物
2. 腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭、臭気等を発する物
3. ペット・植物・動物・昆虫その他これに類するもの
4. 著しく大量な物品
5. その他法令で所持を禁じられている物 等
6. 覚醒剤・麻薬類等、法令により所持を禁止せれている薬品類
7. 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
8. 当貸別荘の利用時以外に発生したゴミ及び衛生を妨げる物品

xii.宿の備品または物品を宿の外に持ち出し、または宿内の別の場所に移動したとき

xiii.建物または諸設備に、変更・改造・改変を行おうとしたとき。

xiv.施設で来訪者または従業員に対し、広告物・物品を配布する行為、宗教または営業活動を行ったとき。

xv.その他当貸別荘が定める利用規約に従わないとき

第 7 条（宿泊の登録）

1. 宿泊者は、あらかじめ宿泊日当日までに、登録サイトにて事前チェックイン登録をしていただきます。事前チェックインにおいては次の事項を登録していただきます：

i.宿泊者の氏名、年齢、住所及び職業の基本情報

ii.宿泊者の身分証（運転免許証、マイナ保険証、パスポートなどの写真付き身分証）

iii.外国人にあっては、国籍、パスポートの写真

iv.出発日及び出発予定時刻

v.その他当貸別荘が必要と認める事項

第 8 条（貸別荘の使用時間）

宿泊客が当貸別荘を使用できる時間は、午後 15 時から翌日午前 11 時までとします。ただし、連泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

当貸別荘は、チェックアウト時間を過ぎた施設の利用を原則禁止します。

宿泊客が客室を使用できる時間内であっても、当貸別荘は安全及び衛生管理その他当貸別荘の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り必要な措置をとることができるものとします。

第 9 条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当貸別荘内において、当貸別荘が定めた利用規約に従っていただきます。

第 10 条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、当ウェブサイトの予約ページに掲げる所によります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、当ウェブサイトの予約ページよりお支払いいただきます。
3. 当貸別荘が宿泊客に貸別荘を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合及び客室利用後、任意に宿泊を中止した場合においても、全日分の宿泊料金は申し受けます。

第 11 条（当貸別荘の責任）

1. 当貸別荘は、宿泊契約及びこれに関連する契約の不履行、又は不法行為により宿泊客に損害を与えたときは、当貸別荘に故意又は重過失のある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。ただし、それが当貸別荘の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当貸別荘は、お客様の前項の損害に対処するため保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときはお客様の被った損害が填補されない場合があります。

第 12 条（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当貸別荘に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当貸別荘は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、原則として発見日を含め7日間保管し、その後処分いたします。また、冷蔵庫内や飲食物や使い捨ての道具、並びに雑誌やその他廃棄物は衛生管理のため、当日処分いたします。

第 13 条（駐車の責任）

宿泊客が当貸別荘の駐車場をご利用になる場合、当貸別荘は場所をお貸しするものであって、破損や事故、盗難などの車両の管理責任まで負うものではありません。

第 14 条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当貸別荘が損害を被ったときは、当該宿泊客は当貸別荘に対し、その損害を賠償していただきます：
 - i.建物内喫煙による匂いや跡が認められた場合、ハウスクリーニング代や寝具、備品の買換え費用、休館損害費用を全額請求いたします。
 - ii.屋内外での喫煙等により跡が認められた場合、補修費用を負担して頂きます。
 - iii.建物や設備、電化製品・家具・物品等を、故意にあるいは誤って壊したり汚したりした場合は必ず申し出てください。
 - iv.その他損害が生じた場合。
2. 人数超過でのご利用が判明し次第、即時退去かつ違約金(ご利用料金の2倍以上)を請求いたします。
3. 宿泊客の故意又は過失により当貸別荘が損害を被ったとき、当該宿泊客は当貸別荘に対し、その損害を賠償していただきます。

第 15 条（当貸別荘の免責事項）

1. 当貸別荘は、天災、または別荘利用者様の不注意で引き起こしたすべての事故、本規約に従わないとために起こった事故に関し、一切の責任を負いません。
2. 当貸別荘は、別荘利用者様の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故に関して、一切の責任を負いません。
3. 宿泊客が、宿従業員の指示・案内・掲示・緊急時の避難誘導・ご案内などに従われなかったことにより生じた損害について当貸別荘は、その賠償はいたしません。

4. 近隣や別のお客様に迷惑行為があった場合、警察に通報される場合がありますが、その場合は法的にすべて当別荘利用者が責任を負うこととなります。

第 16 条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当貸別荘に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 宿泊客が前項により宿泊契約の全部を解除した場合に解除のお申し出から起算して次の各号の通りキャンセル料が発生いたします：
 - 30 日前から 宿泊料金の 20%
 - 14 日前から 宿泊料金の 50%
 - 7 日前から 宿泊料金の 100%
 - 無連絡不泊および不着 宿泊料金の 100%

約款・規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。

付則

この宿泊約款および利用規約は 2025 年 8 月 5 日から適用いたします。

この約款は、必要に応じて隨時改定することができるものとします。

この約款が改定された場合、当貸別荘は改定後の約款の内容及び効力発生日を当貸別荘のウェブサイトもしくは客室内に掲出するものとします。

RESERVATION

ご予約はコチラから

Holiday House Haco Megane